

**第 449 回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合
試験研究用等原子炉施設（高速実験炉原子炉施設（常陽））に係る審議結果**

令和 4 年 7 月 11 日
新基準適合性審査チーム

本資料は、第 449 回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合において、新基準適合性審査チームから指摘した主な事項をまとめたものである。

また、設置者から、全ての指摘事項について了解し、今後、適切に対応していく旨、回答があった。

【まとめ資料全般】

- ①まとめ資料については、審査結果のとりまとめの観点から基準適合性の確認を行うものであるが、一般的に、基本設計や運用面に関する記載又は説明が、基準のオウム返しにとどまっているところが大部分であり、まとめ資料に記載されている基本設計や運用が実際に実現可能なものであることを示す説明とエビデンスが示されていないところが不十分である。具体的には、構築物、系統及び機器の構成や仕様に係る基本設計ないし基本的設計方針を申請内容に係る事項として記載するとともに、その設計成立性をどのように確認したかをできるだけ具体的にまとめ資料に記載すること。
- ②また、要員による操作及び手順、体制といった運用面に関する事項の具体的内容については、後段規制である保安規定において規定されるものであるが、許可申請においても、保安規定を定めるための基本的枠組みや考え方を申請内容に係る事項として記載すること。
- ③上記指摘は、基準適合性判断のための一般的な観点から指摘するものであり、本会合で提出のあった条文だけでなく、他の条文についても同様な観点で記載又は説明の不足がなく、基準適合性を説明するうえで十分な内容としたまとめ資料にするとともに、今後の審査会合において提出及び説明すること。